

2024年2月22日

保険薬局 御中

院外処方せんにおける調剤行為問合せの簡素化プロトコルについて合意書の再締結のご案内

東京女子医科大学附属足立医療センター
薬剤部長 伊東 俊雅

謹啓

春寒の候、ご多忙の折、ますますご清栄のことお慶び申し上げます。
日頃は当院の院外処方せんを応需いただき、誠にありがとうございます。

2022年12月より、当院では同プロトコルの運用を開始いたしました。合意書は2年毎の更新（今回は令和6年3月31日まで）となり、有効期間満了日の3ヶ月前までにプロトコル内容に変更がなければ期間延長の覚書、または内容に変更があれば同意書の改定と再締結を行うと取り決められています。

2024.1.1 付で合意書の詳細の改定がなされ以下の内容が追記されたことを受け、合意書の再締結となりました。つきましては新合意書のフォーマットの準備が整い、院外HPに掲載いたしましたので、再締結の申請をお願いいたします。なお、申請手続きの流れは前回同様です。

<詳細の改定内容>

※患者の同意があることを報告書に必ず記載すること。報告書には処方箋の写しを添付すること。

1 薬剤の変更（適正化）について

1.9 流通障害から在庫が入手できない場合、以下の条件下で調剤可能な製剤に変更することを可とする。

出荷調整であることが公に公表されている薬剤のみとする。

成分、用法用量、日数を変更することは不可とする。

先発品⇄後発品への変更は可とする。

変更の理由、患者負担額の変更について、患者への説明と同意を必ず得る。

また、当院採用薬一覧表ですが、迅速な改訂とすべく、今後は一覧表をPDFのままで掲載することとしました。（閲覧のためのPWは合意書の締結の際にお伝えしているIDおよびPWのうちのPWと同じです）

上記の件につきましては、**第10回東京都区東北部薬剤地域連携包括協議会研究会（2/27開催）にて詳細をご説明させていただく予定です。**

ご不明な点は、当院薬剤部 医薬品情報室（03-3857-0112(内23411)）までお願い致します。
本務ご多忙の中、大変恐縮ですが、上記ご対応のほど、よろしくお願い致します。

謹白